

新しい政令および税務に 関する最新情報

2018年11月

第1回





内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnam

のニュースレターでは、以下の通り、新しい政令および税務に関するガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1. 外国人労働者の社会保険加入を規定するDecree 143/2018/ND-CP
2. 労働許可証発行に関する規定を改正するDecree 140/2018/ND-CP
3. 国民教育制度に属する教育施設への寄付に関するCircular 16/2018/TT-BGDDT
4. ベトナム国内販売商品の仕入れ付加価値税額残高を還付申請の対象となる輸出商品の仕入れ付加価値税額へ加えてはならない
5. 輸出製品製造のための輸入物品で製造した製品を外国顧客の指示により非EPE企業へ納品する見なし輸出の場合、輸入関税は免税されない
6. 割賦販売の顧客に代わって銀行へ支払う金利に対するインボイス発行
7. 自社が直接製造した製品の小売りに際して外国投資企業は許可が不要
8. Google/Facebookでの広告は外国契約者税の課税対象
9. 本店所在地以外の省での付加価値税申告



1.外国人労働者の社会保険加入を規定する Decree 143/2018/ND-CP

ベトナムで働く外国人労働者に対する強制社会保険に関する社会保険法および労働安全衛生法の施行細則を規定する2018年10月15日付け政令Decree 143/2018/ND-CP（以下“Decree 143”）が発行されました。この政令は2018年12月1日から施行されます。

Decree 143

によれば、労働許可証、または、ベトナムの管轄当局が発行した専門職資格証明書もしくは専門職許可証を持ち、かつ、在ベトナム雇用主と無期限労働契約、1年以上の期間の労働契約を持つ外国人は、ベトナムの強制社会保険へ加入しなければなりません。従って、1年未満の労働契約を締結した外国人は社会保険料の納付義務免除対象になります。

企業内移動または定年に達している外国人労働者の場合も社会保険料の納付義務免除対象になります。対象となる外国人労働者に対する強制社会保険料の導入ロードマップは、以下の通りとなります。

2018年12月1日以降、企業は、疾病・産休基金へ3%を、労災・職業病保険基金へ0.5%を納付する必要があります。

2022年1月1日以降、年金・遺族年金基金に対して、企業は14%、外国人労働者は8%を納付する必要があります。

2.労働許可証発行に関する規定を改正するDecree 140/2018/ND-CP

労働・傷病兵・社会省の国家管理範囲に属する投資営業条件および行政手続きに関連する政令を改正する2018年10月8日付け政令Decree 140/2018/ND-CP（以下“Decree 140”）が発行されました。

Decree

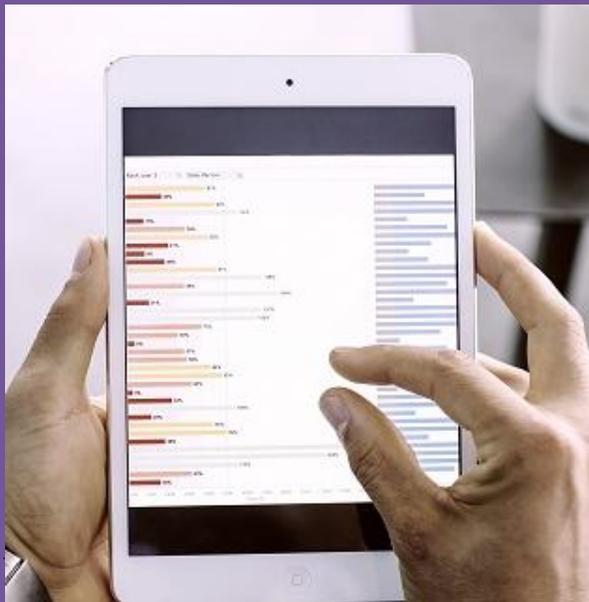
140で留意すべき改正点の一つは、Decree 11/2016/ND-

CPで規定されていたベトナムで働く外国人に対する労働許可証の発行条件・手続きに関連する規定の改正です。具体的には、以下の通りです。

。

- 外国人労働者の使用ニーズ確認を実施する必要がない場合として、国際機関、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所、プロジェクトの代表者の場合を追加しています。
- 労働許可証の発行対象に該当しない場合として、商業施設の設立責任を負う外国人が追加されました。
- 外国人に対する労働許可証の申請書類提出から発行までの期間が、7営業日から5営業日に短縮されました。

3.国民教育制度に属する教育施設への寄付に関するCircular 16/2018/TT-BGDĐT



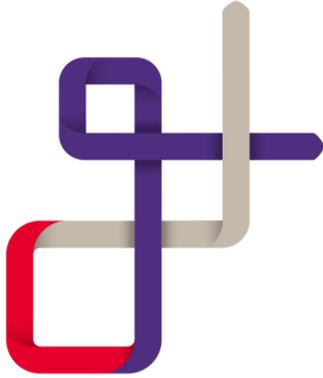
国民教育制度に属する教育施設への寄付に関するガイダンスとなる2018年8月3日付け Circular 16/2018/TT-BGDĐT（以下“Circular 16”）が財政省から発行されました。Circular 16は、2018年9月18日から施行され、教育施設への寄付に関する2012年9月10日付け教育訓練省Circular 29/2012/TT-BGDĐTは廃止されます。

Circular

16で注意に値する点の一つは、建設工事による寄付や非物質的形態での寄付のように教育施設への寄付の形態が拡大されていることです。

このガイダンスにある教育施設への寄付に関する規定は、寄付金が損金として認められるか否かを判断する際に参照することになります。

4.ベトナム国内販売商品の仕入れ付加価値税額残高を還付申請の対象となる輸出商品の仕入れ付加価値税額へ加えてはならない



輸出製品に関わる付加価値税還付に関する2018年10月9日付け Official Letter 3842/TCT-KKが税務総局から発行されました。

ベトナム国内販売と同時に輸出販売もある場合、国内での売上げ付加価値税額は、輸出商品・サービスの仕入れ付加価値税額と相殺することができます。国内で販売した商品・サービスの売上げ付加価値税額と相殺した後の輸出商品・サービスの仕入れ付加価値税額残高が3億VND以上となる場合、

この税額について還付申請を行うことができます。但し、輸出商品・サービスの売上高の10%が還付額の上限となります。

国内販売商品の仕入れ付加価値税額残高、および、別の省で支払った仕入れ付加価値税額残高が生じた場合、当該残高を輸出商品・サービスの仕入れ付加価値税額に加えて輸出の場合としての還付申請をすることはできません。但し、国内販売に関わる仕入れ付加価値税額残高は翌期へ繰越すことができます。

5.輸出製品製造のための輸入物品で製造した製品を外国顧客の指示により非EPE企業へ納品する見なし輸出の場合、輸入関税は免税されない

輸出製品製造のための輸入物品に対する輸入関税の取り扱いに関する2018年10月5日付け Official Letter 5826/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。

このガイダンスによれば、非EPE企業が製造した製品をEPE企業（輸出加工区内に所在しないが、輸出入関税法第4条第1項の非関税区に関する規定を満たしている企業）

へ販売した場合も、輸入材料の輸入関税について免税（輸出製品製造のために物品を輸出する場合）、または、還付（国内販売のための輸入物品について輸入関税を納付したが、輸出製品の製造へと投入した場合）の措置を受けることができます。

但し、非EPE企業が、外国顧客のために製造した製品を、当該外国顧客が指定する在ベトナム企業へ納品する見なし輸出の場合には、輸出製品製造のための輸入材料・資材に関わる輸入関税の免税は受けられません。

これによれば、輸出製品製造のための輸入材料・資材の輸入関税免税を受けた企業が、外国顧客の指示により見なし輸出の形態で製品を輸出した場合、規定に従い、税関当局による見なし関税、延滞金利、および、行政違反の罰則を受けることとなります。



6. 割賦販売の顧客に代わって銀行へ支払う金利に対するインボイス発行

顧客への販売信用に伴う金利を顧客に代わって支払うパートナー会社への銀行からのインボイス発行に関するガイダンスとして、2018年6月12日付けOfficial Letter 2331/TCT-DNLが税務総局から発行されました。このガイダンスによれば、銀行が提携している会社が、金利0%の割賦販売キャンペーンを実施して、割賦販売取引の金利を顧客（当該銀行のクレジットカード所有者であり、かつ、銀行提携会社による割賦販売キャンペーンに参加した顧客）に代わって銀行へ支払う場合、

当該提携会社側が上述の支払い金利を金利費用として記帳するための証憑となるインボイスを銀行が発行する必要があります。

7. 自社が直接製造した製品の小売りに際して外国投資企業は許可が不要

外国投資企業が直接に製造した製品の小売りに関するガイダンスとして2018年7月10日付けOfficial Letter 5447/BCT-KHが工商省から発行されました。



工商省によれば、届出した投資プロジェクトにより外国投資企業が直接に製造した製品をベトナム市場で卸売り、小売りすることは、外国投資企業が持つ製造製品を販売する権利であり、Decree 09/2018/ND-CP

の適用範囲には含まれません。これによれば、外国投資企業は、Decree 09/2018/ND-CPの規定に基づく営業許可証または小売り拠点設立許可証の申請手続きを行う必要はありません。但し、条件付きで許可となる製造・販売分野に該当する商品については、専門分野の法令規定に基づいて製造・販売の条件を満たす必要があります。



8. Google/Facebookでの広告は外国契約者税の課税対象

Google/Facebookの広告活動に対する外国契約者税に関するガイダンスとして2018年8月15日付けOfficial Letter 3149/TCT-CSが税務総局から発行されました。このガイダンスによれば、

Google、Facebook（外国契約者）が、GoogleまたはFacebookでの広告サービスを提供する契約をベトナム企業（ベトナム側）と締結して、ベトナム源泉所得が発生する場合、Google、Facebookは、ベトナムでの外国契約者税（付加価値税、法人所得税）の納税者に該当します。サービス費用の決済前に、ベトナム側は、法定の規定に従い、GoogleまたはFacebookに代わって付加価値税および法人所得税からなる外国契約者税の控除、申告・納税を行う責任を負います。

インターネット上での広告費用は、製造販売活動に資する目的であり、会社の社名、住所、税務コードが記載された適法なインボイス・証憑、および、付加価値税法の規定による決済証憑があれば、法人所得税の計算において損金参入が認められます。外国側がインボイスを発行しない場合には、記帳の根拠として外国契約者税の申告書および納税証憑を提示できるようにしておく必要があることにご留意下さい。



9.本店所在地以外の省での付加価値税申告

本店外の省での建設活動に関わる付加価値税の申告を当該省で行わず本店での申告に含めてしまった場合に関するガイダンスとして2018年9月18日付け**Official Letter 3527/TCT-KK**が税務総局から発行されました。

これによれば、当該企業および建設活動が行われた省の税務局に対して、当該企業による付加価値税申告が規定に従っていなかったことを通知するよう管轄税務当局へ指導しています。同時に、本来は建設活動が行われた省で納付すべきであったが本店所在地で納付した付加価値税額を、本来の省での納税義務を履行するために振替えるよう依頼書を出すよう当該企業へ要請しています。但し、振替える税額は本店所在地での納付付加価値税額を超えないとする原則を守る必要があります。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam

の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは下記サイトへアクセス下さい。[Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh
International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau
Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi
Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)
Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

満重弘 (Hiroshi Mitsushige)
Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street,
Binh Thanh District, Ho Chi
Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyễn Hưng Du
Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)
Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van
Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong
Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com